

東日本大震災により被災した入学志願者の検定料の免除について

この度の東日本大震災により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。
本学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、平成24年4月入学者（平成23年10月1日入学者を含む）に係る検定料を免除する特例措置を講じます。

○特例措置の概要

1. 免除対象となる入学者選抜試験

- (1) 平成24年度学部入試（一般入試（前期・後期日程）、外国学校卒業学生特別選考、学士入学、編入学）
- (2) 平成24年度大学院入試（平成23年10月1日又は平成24年4月1日に大学院正規課程への入学に係るものを対象とし、出願期間が平成23年4月1日から平成24年1月31日までの期間内に行われる入学試験）
- (3) 平成24年度教育学部附属中等教育学校入学検査及び後期課程編入学試験

2. 対象者

上記1に掲げた試験の志願者で、次のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 東日本大震災における災害救助法が適用されている地域（東京都を除く）で被災した志願者で、次のいずれかに該当する方
 - ア 学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
 - イ 学資負担者が死亡又は行方不明の場合
- (2) 居住地が福島第一原子力発電所事故により、警戒区域又は計画的避難区域に指定された方

3. 申請方法並びに申請書類

《申請方法》

- ・上記1.の(1)《学部入試》に該当される方は出願前に、「7. 問い合わせ先」に記載の本部入試課までご連絡ください。
- ・上記1.の(2)及び(3)《大学院入試及び附属学校入試》の免除申請は、別途、各研究科・附属学校からのお知らせ等によりご確認ください。

《申請書類…検定料免除申請書、返還請求書のほか、次の証明書類の提出が必要です》

- ・上記2の(1)アに該当する方…公的機関が発行する災害証明書
- ・上記2の(1)イに該当する方…公的機関が発行する死亡又は行方不明を証明する書類
- ・上記2の(2)に該当する方…公的機関が発行する被災証明書

(いずれの証明書もコピー可)

4. 免除方法・決定通知等

申請のあったものについて、審査の結果、対象となると判断した場合、払込済みの検定料を返還します。

なお、免除の結果については、決定者は返還請求書に記載された指定口座への振込みをもって決定の通知とし、この他については別途連絡いたします。

5. 日程（詳細は各研究科等毎に異なります。）

- (1) 申請受付時期 平成24年2月頃 (2) 返還時期 平成24年3月頃

6. 問い合わせ先

- (1) 学部入試（上記1.の(1)に係るもの）：本部入試課 03-5841-2085
- (2) 大学院入試（上記1.の(2)に係るもの）：各研究科大学院担当
- (3) 附属学校入学検査（上記1.の(3)に係るもの）：附属中等教育学校事務室 03-5351-9050